

○大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱

令和4年3月28日

要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住環境の整備改善を図ることを目的に、老朽危険空家等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大津町補助金交付規則（昭和60年大津町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空家等 町内に存在する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等又は空家等となることが見込まれるものであつて、老朽化（構造又は設備が著しく不良であり、住宅の不良度判定基準（別表第1）に掲げる評定項目の評点の合計が100以上である状態をいう。）し、危険な状態（周辺への危険度判定基準（別表第2）に掲げる項目のいずれかに該当する状態をいう。）にあるものをいう。
- (2) 解体業者 解体工事業、建築工事業若しくは土木工事業の許可を受けている者又は解体工事業の届出をしている者をいう。

(補助対象となる老朽危険空家等)

第3条 補助金の対象となる老朽危険空家等は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 主として居住の用に供する建築物
- (2) 店舗等併用の住宅（居住の用に供する部分及び店舗又は事務所の用に供する部分がある住宅をいう。）

2 補助金の対象となる老朽危険空家等は、前項に規定するもののほか、かつ、次の各号の全てを満たすものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと。

(2) 故意に破損されたものでないもの。

3 補助金の交付は、同一の敷地につき1回限りとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 老朽危険空家等の所有者又はその相続人。ただし、法人等を除く。

(2) 前号に準ずる者として町長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

(1) この補助金に係る撤去に関し、国、県、又は町の他の補助金（その他これに準ずるもので町長が指定するものを含む。）の交付を受けた者

(2) 町税等の滞納がある者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(4) 老朽危険空家等が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から老朽危険空家等の除却について同意を得られない者。ただし、補助金の交付を申請しようとする者が紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号。以下「誓約書」という。）を提出できるときは、この限りではない。

(5) 老朽危険空家等の所有者と老朽危険空家等が所在する敷地の所有者が異なる場合において、当該所有者全員から老朽危険空家等の除却について同意を得られない者。ただし、補助金の交付を申請しようとする者が誓約書を提出できるときは、この限りではない。

(6) 老朽危険空家等に所有権以外の権利の設定がある場合において、当該権利者全員から老朽危険空家等の除却について同意を得られない者

(7) 虚偽の申請をした者

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、老朽危険空家等の除却に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に10分の8を乗じて得た額とし、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日

付け建設省住整発第14号)に基づき国土交通大臣が定める当該年度の標準除却費のうちの除却工事費に10分の8を乗じて得た額を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(事前調査の申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事前に大津町老朽危険空家等除却促進事業事前調査申込書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、事前調査の申込みをしなければならない。

- (1) 位置図(付近見取図)
- (2) 老朽危険空家等の現況写真
- (3) 町税等納付状況確認同意書(様式第3号)
- (4) 老朽危険空家等の所有者又は相続人が複数の場合は、老朽危険空家等除却工事施工同意書(様式第4号。以下「同意書」という。)
- (5) 老朽危険空家等が所在する敷地の所有者又は相続人が複数の場合は、同意書
- (6) 老朽危険空家等の所有者と老朽危険空家等が所在する敷地の所有者が異なる場合は、同意書
- (7) 老朽危険空家等に所有権以外の権利がある場合は、当該権利者の同意書
- (8) 委任状(様式第5号。申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。)
- (9) 事前調査の申込み時において対象建物が現に使用されている場合は、当該対象建物が今後確実に空家等になることが見込まれる理由を疎明する書類
- (10) 老朽危険空家等及び老朽危険空家等が所在する敷地の登記事項証明書
- (11) 申請者が老朽危険空家等の登記名義人と異なる場合は、申請者が第4条第1項に該当することを疎明する書類
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による事前調査の結果、老朽危険空家等に該当するか否かを判定し、大津町老朽危険空家等除却促進事業事前調査判定通知書(様式第6号)により同項の事前調査の申込みを行つた者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項の通知を受けた者（「手続可能」とされた者に限る。）で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同項の規定による通知を受けた日から1月以内又は町長が定める日までに大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第8号）
- (2) 老朽危険空家等の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (3) 老朽危険空家等が所在する敷地の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
（老朽危険空家等の所有者と老朽危険空家等が所在する敷地の所有者が異なる場合であつて、申請者が敷地の所有者又はその所有者の相続人である場合に限る。）
- (4) 解体業者の見積書の写し（内訳が記載されたものに限る。）
- (5) 解体工事業、建築工事業若しくは土木工事業の許可書又は解体工事業の届出書の写し（解体費が500万円未満（税込）にあつては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による解体工事業の登録を疎明する書類でもよい。）
- (6) 平面図等、老朽危険空家等の延べ面積が確認できるもの
- (7) 戸籍謄本等の写し（申請者が老朽危険空家等の所有者の相続人又は老朽危険空家等が所在する敷地の所有者の相続人である場合に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付の目的を達成するため必要な指示をし、又は条件を付することができる。

（除却の着手）

第10条 交付決定者は、前条の規定による補助金の交付決定後に老朽危険空家等の除却に着手しなければならない。

(事業着手届)

第11条 交付決定者は、老朽危険空家等の除却に着手しようとするときは、事業着手届(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 老朽危険空家等の除却に係る請負契約書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(変更等の承認)

第12条 交付決定者は、老朽危険空家等の除却の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに大津町老朽危険空家等除却促進事業変更等承認申請書(様式第11号。以下「変更等承認申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該変更等の承認の可否を決定した上で、大津町老朽危険空家等除却促進事業変更等承認(不承認)通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、老朽危険空家等の除却が完了したときは、完了の日から1月を経過する日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、大津町老朽危険空家等除却促進事業実績報告書(様式第13号。以下「事業実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 請求内訳書(工事实績内訳書)の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真(施工状況及び完了)
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による事業実績報告書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、現地調査を行い、老朽危険空家等の除却の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確

定し、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書（様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付請求書（様式第15号。以下「請求書」という。）により補助金の交付を町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の経理）

第16条 交付決定者は、老朽危険空家等の除却に係る経理についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を老朽危険空家等の除却が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 交付決定者は、町長の求めがあつたときは、前項の書類を提示しなければならない。

（補助金の返還等）

第17条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを決定したときは、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により交付決定者に通知するものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、当該取消しに係る部分の補助金の返還を交付決定者に命ずるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月2日要綱第79号）

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

附 則（令和5年10月18日要綱第50号）

この要綱は、令和5年10月18日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

住宅の不良度判定基準 (外観目視により判定できる項目)

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	判定	最高評価点	
1	構造一般の程度	基礎	(1) 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		45
			(2) 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの	25		100
			(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの	50		
			(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		外壁	(1) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15		
			(2) 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁を貫通する穴を生じているもの	25		
		屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15		
			(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25		
			(3) 屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁		
(2) 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20					
屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの			10		
4	排水設備	雨水	雨桶がないもの	10		10

備考 一の評価項目に該当評価内容が複数ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、当該評価内容に応ずる各評価点のうち、最も高い評価点とする。

調査日時 年 月 日 ()

合計

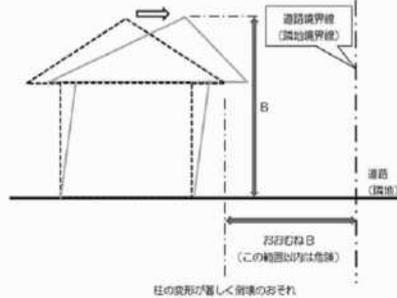
別表第2（第2条関係）
周辺への危険度判定基準

	項目	建物及び敷地の立地状況	チェック欄	危険度判定
周辺への影響	① 外壁材や屋根材の落下等	落下、又は落下のおそれがある建物である。	<input type="checkbox"/>	□ 該当 又は □ 該当しない
		落下、又は落下のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、当該部分の高さのおおむね2分の1以内である。	<input type="checkbox"/>	
		隣地及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。	<input type="checkbox"/>	
		隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用がある。	<input type="checkbox"/>	
	② 倒壊等	倒壊等のおそれがある建物である。	<input type="checkbox"/>	□ 該当 又は □ 該当しない
		倒壊等のおそれのある建物から道路境界線及び隣地境界線までの水平距離が、建物の高さ以内である。	<input type="checkbox"/>	
		隣地及び道路は、当該建物の高さより低い位置にある。	<input type="checkbox"/>	
		隣地は、現に使用されており、建築物が存在している又は多数の人の利用がある。	<input type="checkbox"/>	
※①又は②の項目ごとに判定し、いずれかに該当する場合に危険と判定する。 ①及び②の項目の判定は項目ごとに行い、2以上のチェック事項に該当する場合とする。				

① 外壁材や屋根材の落下等



② 倒壊等



様式第1号(第4条関係)

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所
氏 名

紛争等が生じた場合の誓約書

老朽危険空家等の権利を有する全てのものから同意を得ることが下記の理由により困難であるため、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、本書を提出します。

補助事業の実施にあたり、他の権利者等の間において紛争等が生じた場合には、自己責任においてすべてを解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

- 1 老朽危険空家等の所在地
- 2 同意を得ることが困難な者の氏名及び関係(続柄)等
- 3 同意を得ることが困難な理由等

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

大津町長 様

申請者 氏 名
住 所
電話番号

大津町老朽危険空家等除却促進事業事前調査申込書

大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり事前調査を申し込みます。

記

老朽危険空家等の所在地	大津町
老朽危険空家等の所有者	
所有者との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> その他()
老朽危険空家等の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()
老朽危険空家等の規模	延べ床面積 m ² 階数 階
老朽危険空家等及びその敷地への立ち入りについて	町職員による上記老朽危険空家等及びその敷地への立ち入りについて承諾します。 土地所有者 住所 氏名 建物所有者 住所 氏名

(注1)□欄は、該当に「レ」を記入してください。

(添付書類)

- (1) 位置図(付近見取図)
- (2) 老朽危険空家等の現況写真
- (3) 町税等納付状況確認同意書(様式第3号)
- (4) 老朽危険空家等の所有者又は相続人が複数の場合は、老朽危険空家等除却工事施工同意書(様式第4号。以下「同意書」という。)
- (5) 老朽危険空家等が所在する敷地の所有者又は相続人が複数の場合は、同意書。
- (6) 老朽危険空家等の所有者と老朽危険空家等が所在する敷地の所有者が異なる場合は、同意書。
- (7) 老朽危険空家等に所有権以外の権利がある場合は、当該権利者の同意書
- (8) 委任状(様式第5号。申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。)
- (9) その他町長が必要と認める書類

様式第3号(第7条関係)

町税等納付状況確認同意書

私は、老朽危険空家等の事前調査の申し込みに当たり、町税(延滞金を含む。)の滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

生年月日 _____

大津町長 様

税務課確認欄

申請者 滞納なし

滞納あり 町民税(特徴・普徴) ・ 固定資産税
法人町民税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税

上記のとおり確認しました。

年 月 日
税務課長

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

大津町長 様

老朽危険空家等除却工事施工同意書

私が所有・共有・相続する下記の老朽危険空家等を_____が費用を負担し、除却工事を行うことに同意します。

記

1 老朽危険空家等の所在地 大津町

2 申請者 住所
氏名

3 老朽危険空家等の所有者・共有者・相続人・賃借人・抵当権者・土地所有者等

住所

氏名

㊦

住所

氏名

㊦

住所

氏名

㊦

様式第5号(第7条関係)

委任状

私は、都合により _____ を受任者と定め、大津町老朽危険空家等除却促進事業に係る申請その他一切の手続を委任します。

1 老朽危険空家等の所在地

大津町

2 受任者

フリガナ
氏 名

㊦

生年月日 年 月 日

電話番号

3 委任者

年 月 日

フリガナ
氏 名

㊦

生年月日 年 月 日

電話番号

様式第6号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大津町長



大津町老朽危険空家等除却促進事業事前調査判定通知書

年 月 日付で申込みのあった大津町老朽危険空家等除却促進事業事前調査については、調査の結果、下記のとおり判定したので大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

老朽危険空家等の所在地	
老朽危険空家等の規模	延べ床面積 m ² 階数 階
調査実施日時	年 月 日 午前・午後 時 分
調査結果	<input type="checkbox"/> 老朽危険空家等に該当する <input type="checkbox"/> 老朽危険空家等に該当しない
補助金交付申請	<input type="checkbox"/> 手続可能 <input type="checkbox"/> 手続不可
手続不可の理由	

(注1) 空家等を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する可能性があります。

(注2) 老朽危険空家等に該当し、補助金交付申請の手続きが可能な場合は、____年 月 ____日までに大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定による補助金交付申請を行ってください。補助金交付申請をしない場合、この通知書は無効とします。

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

大津町長 様

申請者 氏 名
住 所
電話番号

大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付申請書

大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称	大津町老朽危険空家等除却促進事業
2 老朽危険空家等の所在地	大津町
3 老朽危険空家等の所有者	
4 補助対象経費	円
5 補助金交付申請額	円(千円未満切捨て)

添付書類

- (1) 事業計画書(様式第8号)
- (2) 老朽危険空家等の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (3) 老朽危険空家等が所在する敷地の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類(老朽危険空家等の所有者と老朽危険空家等が所在する敷地の所有者が異なる場合であって、申請者が敷地の所有者又はその所有者の相続人である場合に限る。)
- (4) 解体業者の見積書の写し(内訳が記載されたものに限る。)
- (5) 解体工事業、建築工事業若しくは土木工事業の許可書又は解体工事業の届出書の写し
- (6) 平面図等老朽危険空家等の延べ面積が確認できるもの
- (7) 戸籍謄本等の写し(申請者が老朽危険空家等の所有者の相続人又は老朽危険空家等が所在する敷地の所有者の相続人である場合に限る。)
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第7号(別添1)

誓 約 書

私は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。
なお、町が必要な場合には、警察に照会することを承諾します。

記

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 2 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している。
- 4 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している。
- 5 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している。
- 6 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している。
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している。

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

大津町長



大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金について、下記のとおり決定したので、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の可否 交付 不交付
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 交付条件（不交付の際は削除）
 - (1) この補助金は、補助対象事業に要する経費以外に使用することができない。
 - (2) 補助対象事業に着手しようとするときは、事業着手届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。
 - (3) 補助対象事業の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに大津町老朽危険空家等除却促進事業変更等承認申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。
 - (4) 補助対象事業が完了したときは、完了の日から1月を経過する日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて大津町老朽危険空家等除却促進事業実績報告書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。
 - (5) 町長がこの事業又はこの事業の収支状況等を調査するため、帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。
 - (6) 次のいずれかに該当するときは、町長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
 - ア 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - ウ その他町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所
氏 名

事業着手届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定（変更承認）の通知のあった大津町老朽危険空家等除却促進事業について、下記のとおり着手したので、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

老朽危険空家等の所在地	大津町		
解体工事着手日	年	月	日
解体工事完了予定日	年	月	日
工事施工者	住所		
	会社名	担当者名（ ）	
	電話番号		
備 考			

添付書類

- (1) 老朽危険空家等の除却に係る請負契約書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所
氏 名

大津町老朽危険空家等除却促進事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金について、申請内容を（変更・中止・廃止）したいので、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更
変更の理由

変更の内容

- 2 中止又は廃止
中止又は廃止の理由

中止又は廃止の内容

様式第12号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

大津町長



大津町老朽危険空家等除却促進事業変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金については、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり（変更・中止・廃止）を承認する（承認しない）こととしたので、同項の規定により通知します。

記

1 承認する

(1) 変更前の交付番号 (第 号
年 月 日付け)

(2) （変更・中止・廃止）の内訳

2 承認しない

承認しないこととした理由

様式第13号(第13条関係)

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所
氏 名

大津町老朽危険空家等除却促進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定(変更承認)の通知のあった大津町老朽危険空家等除却促進事業が完了したので、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

老朽危険空家等の所在地	大津町
老朽危険空家等の所有者	
老朽危険空家等の構造、階数、面積等	造 階 m ²
工事施工者	会社名
除却工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却に要した金額	円
補助対象金額	円
補助金交付決定額	円

(添付書類)

- (1) 請求内訳書(工事実績内訳書)の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真(施工状況及び完了)
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第14号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

大津町長



大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金の交付について、下記のとおり補助金の額を確定したので、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第15号(第15条関係)

年 月 日

大津町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金について、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込先

補助金振込先	金融機関名	
	本・支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名

様式第16号(第17条関係)

第 号
年 月 日

様

大津町長



大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金については、大津町老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により下記のとおり取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定(交付確定)額 金 円
- 2 補助金交付決定(交付確定)取消額 金 円
- 3 取消しの理由

別表第1 (第2条関係)

別表第2 (第2条関係)

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第11条関係)

様式第11号 (第12条関係)

様式第12号 (第12条関係)

様式第13号 (第13条関係)

様式第14号 (第14条関係)

様式第15号 (第15条関係)

様式第16号 (第17条関係)